

ストーマ装具の 給付申請時の**注意点**について

会員の皆さんがストーマ装具の給付を申請している市福祉事務所または町村福祉課の窓口では、平成18年10月から制度の改変に伴う経過措置を経て、順次、ストーマ装具を補装具給付の旧制度から『日常生活用具の排泄管理支援用具』給付の新制度へ移行することになっています。これに伴ってストーマ装具の給付内容に一部変更が生じてきますので、給付内容及び自己負担額をしっかりと確認して頂くために、給付申請時に注意して頂きたいことを説明します。

現在、厚生労働省と本部の中央折衝は一時中断し、引き続いての折衝は各都道府県及び各市町村との地方折衝へと移り、各支部役員皆さんの奮闘により徐々に結果を出しつつあります。

- 今回の制度改変に伴う最大の変更点は、ストーマ装具の交付上の枠組みが従来の補装具から日常生活用具へ移行されたことにあります。その理由は、ストーマ装具が給付に当たって医師の知見を必要としない雑貨品であること、及び耐久消費財でない使い捨ての消耗品であることにより、補装具の定義に適合するかの見直しが行われ、その結果、日常生活用具として取り扱われることになりました。

補装具と日常生活用具の大きな違いは、補装具が種目や利用者の費用負担を告示によって国から市町村に示すのに対して、日常生活用具は国のガイドラインによって示された種目及び利用者の費用負担を市町村の裁量によって決めることができることにあります。目下のところまだ詳細が判明していませんが、各支部役員が把握している情報によれば、利用者負担については多くの市町村で補装具と同様の定率1割負担としているようです。そのほかには、低所得所帯や生活保護所帯への負担軽減措置もあり、また、所得に関係なく一律に自己負担の免除あるいは負担軽減などの減免措置を講じている恵まれた市町村もあるようです。

なお、皆さんが全額自己負担している交付基準額(人工肛門は8,600円/月人工膀胱は11,300円/月)を超えて購入している部分の軽減を図るため、上限額を一律13,000円/月にまで引き上げるよう都道府県・市町村に要望していますが、余り期待できない状況にあります。

市福祉事務所または町村福祉課の窓口でストーマ装具の給付申請を行う際には、交付券の内容および公費負担額と自己負担額を確認し自己負担の割合を確かめてください。若し、自己負担額が定率1割を超える場合には、他の市町村に比べてなぜ自己負担の割合が大きいのかを問いただし、不服申し立てを行ってみてください。

- 今回の制度改変では、当協会が平成13年に申し入れを行ったストーマ用品の給付が実現しました。すなわち従来、付属品の定義があやふやなため市町村によって給付に差を生じていましたが、当協会提案の通り本人が給付を申請したストーマ用品はすべて給付の対象とすることで厚生労働省の合意を取り付け、都道府県・市町村へも説明がなされています。

そのストーマ用品とは、皮膚保護ペースト・皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、固定用ベルト、サージカルテープ、コンベックスインサート、剥離材(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバック(下肢装着用蓄尿袋)、ナイトドレーナージバッグ(夜間蓄尿袋)、パウチカバー、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤、の13品目をいいます。

ただし、厚生労働省は都道府県・市町村に対して、『ストーマ用品とは、皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着などのために使用する各種用品であり、例えば、皮膚保護ペースト・皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等が考えられる。』という程度の解説に止まっているので、給付窓口で正確に理解しているか疑問があります。

従って、給付窓口でストーマ用品は従来どおり給付対象外であるとか、上記13品目の中で自分が必要としている製品の給付を落としている場合は、ストーマ用品に含まれる製品として給付するように要求してください。また、装具販売店に対しても、同様に見積書の中に計上するよう指導してください。ただし、使用しないものまで請求しないでください。

- 洗腸用具は、ストーマ装具の代替品という解釈のもとに、ストーマ装具との併給を禁止した平成13年の厚生労働省指導により、洗腸用具を給付した場合はストーマ装具の給付を見合わせる市町村が増えてきていました。

この問題については、当協会の要求通り洗腸用具はストーマ装具と同等のものとして基準外補装具の範疇からはずし、かつ、ストーマ装具の代替品という解釈を取りやめてストーマ装具と洗腸用具の併給を認めることに厚生労働省は同意しています。安価で良質なストーマ装具を装着して、安心して安全な生活を送るようにしてください。

従って、給付窓口で洗腸用具を給付したからストーマ装具の併給は認めないと言われた場合には、給付するように要求してください。また、装具販売店にも同様に指導してください。

- 今回、厚生労働省から都道府県・市町村に対して説明がなされた「日常生活用具の参考例」に掲載されている「排泄管理支援用具」の品目には、ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)と記載されており、対象用件としてストーマ造設と明記されています。

しかしながら、この記載の括弧内の意味を詮索している市町村が見受けられますが、厚生労働省では特に括弧書きについて深い意味合いはないとしていますので、ストーマ用品と洗腸用具はストーマ装具と同等の独立した必須の給付取扱い製品と理解して頂くように説明してください。

- 従来の旧制度では、ストーマ装具給付の基準は応能負担ということで、所得金額にリンクして自己負担額が徴収されていきましたので、現役の皆さんあるいは扶養家族の所得合算所帯は多額の自己負担をしていました。しかし、新制度では応益負担ということで原則1割負担となるので、自己負担の割合は軽減されるはずです。

特に、旧制度では所得金額が多い階層の所帯ではほとんどが全額自己負担と

なり、給付申請しても無理な状態にありましたが、新制度では所帯合算の所得が給付対象の範囲内にある場合は給付が受けられます。市福祉事務所または町村福祉課の窓口で確認してみてください。

以下は、参考までにお読み下さい

厚生労働省とのストーマ装具に関わる折衝の中で、当協会はストーマ製品についての用語の統一、取扱い製品の明確化などを厚生労働省に要求し、下記の通り合意にこぎつけました。

- ① 行政サイドで使用されている『ストーマ用装具』という用語は、日本ストーマリハビリテーション学会編纂の「ストーマリハビリテーション学用語集」の『ストーマ装具』に統一して今後使用することで厚生労働省の承認を頂ました。これに伴い、日本オストミー協会でも折衷案として使用していた『ストーマ用装具』もこれに合わせることにします。
- ② 行政で使用していたストーマ装具の『付属品』という用語は、ストーマ用品という用語に変更し、かつ、従来の不明確な定義を是正し、「ストーマ装具の装着時に、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品」というように明確化し、具体的にその品目は以下の13品目としました。

No.	品目	用途
1	皮膚保護ペースト 皮膚保護パテ	ペースト状の皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にするので、ストーマ装具の皮膚保護剤面板の粘着を助長し排泄物の漏れを防止することができる。ストーマ周囲の皮膚形状が良くないオストメイトに必要である。
2	皮膚保護パウダー	パウダー状の皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚がじめじめして皮膚保護剤面板が粘着しない場合に振りかけて皮膚を保護し密着させ、またはストーマと皮膚保護剤面板の隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排泄物付着を防ぐために必要なものであり、多くのオストメイトが常用している。
3	皮膚保護ウエハー	ウエハー状の成形可能な皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正してストーマ装具の皮膚保護剤面板の密着性を高めシールとして使用する。ストーマ周囲の皮膚形状が良くないオストメイトに必要である。
4	固定用ベルト	ストーマ装具のパウチ(ストーマ袋)の部分を固定し、身体の動きで装具がずれたりはがれたりしないようにする脱落防止用として必要である。
5	サージカルテープ	ストーマ装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着を助長するために、面板の周囲に貼り付けるかぶれにくい粘着性のテープで、面板のはがれを防ぐ目的で多く使用されている。粘着テープ付きの面板を使用しない場合に必要である。

No.	品目	用途
6	コンベックスインサート	ストーマ周囲の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるために、面板のフランジ部分にリング状のものを嵌め込んで凸面を作り排泄物の漏れを防止する。コンベックス内蔵の面板を使用しない場合に必要である。
7	剥離剤(リムーバー)	皮膚保護剤・サージカルテープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずにこれらを剥がす液体であり、ストーマ装具の交換時に使用する。
8	皮膚被膜剤(スキンバリア)	ストーマ周囲の皮膚を排泄物やテープ類などの刺激から守るために、皮膚に塗って薄い被膜をつくる。皮膚がかぶれやすいオストメイトに必要である。
9	レッグバッグ(下肢装着用蓄尿袋、ウロストミー≪尿路ストーマ≫専用)	遠出や就寝時などで長時間にわたり排出処理ができない時には、通常のパウチ(ストーマ袋)では蓄尿が難しい場合が起こるので、予備の蓄尿袋と接続することにより蓄尿量を増やすことができる。特に、就寝時に欠かせない用品である。
10	ナイトドレーナージバッグ(夜間用蓄尿袋、ウロストミー専用)	レッグバッグと同様に、就寝時、通常のパウチ(ストーマ袋)に接続して蓄尿するもので、就寝時に欠かせない用品である。
11	パウチカバー	発汗により、ストーマ装具のパウチ(ストーマ袋)部分で蒸れを起こして皮膚に真菌などが発症するのを防ぐために、パウチにかぶせて汗を吸収する布地のもので、特に夏季に使用する。
12	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ	刃の部分が緩やかにカーブしている曲剪専用のはさみで、皮膚保護剤面板の中心部分をストーマのサイズに合わせて穴をあける作業において、多くのオストメイトが常用している。
13	消臭剤	パウチ(ストーマ袋)内の排泄物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて使用する。

今後の対応について

平成19年の適当な時点で、当協会が厚生労働省及び都道府県・市町村に対して提出のストーマ装具給付に関する要望書に対してどのように対処して頂いているかを調査するため、本部から全市町村にアンケートを実施する予定です。

本部においては、この調査結果に基づき厚生労働省のモニタリングの内容と照合して分析し、当協会の要望に沿わない市町村への対策に関して厚生労働省と折衝を進めていきます。そして、オストメイトが居住している市町村によってストーマ装具の取扱いに不公平を生じる地域格差の解消にむけて、社会的にアピールしていきたいと考えています。

ストーマ装具給付の問題は、これからが正念場に入ると覚悟を固めていますので、会員皆様のご理解ご協力のほどを宜しくお願い申し上げます。また、各支部の支部長はじめ支部役員の方には大変ご苦勞をお掛けしていますが、なにとぞこの難局を乗り越えるまで本部との協働態勢を堅持して頂きたくお願い申し上げます。